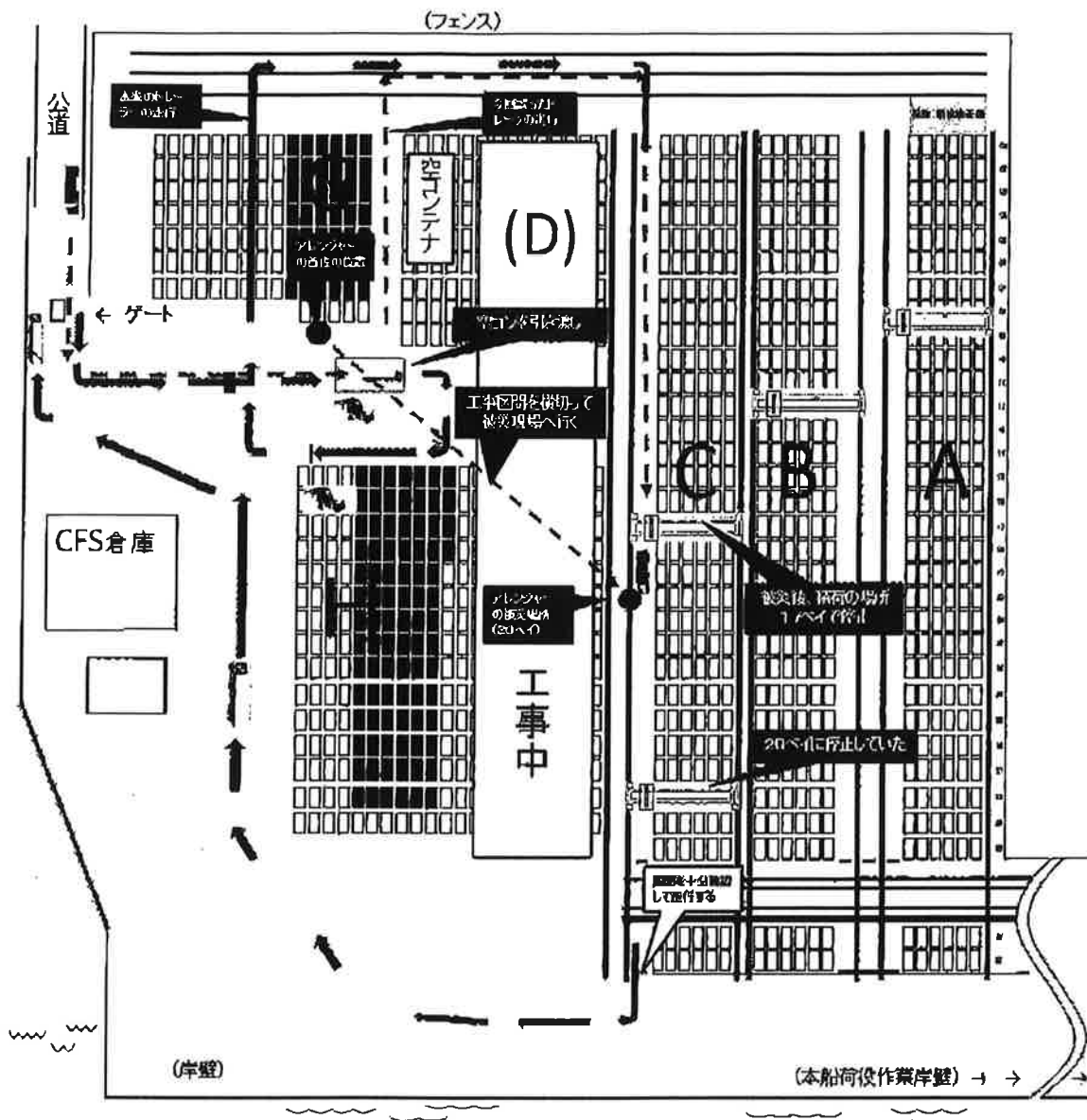


## 死亡災害発生状況報告

災害発生日時	平成29年1月27日(金) 11時10分頃			天候	晴れ
港名	伊万里港	業種区分	港湾荷役業 B、港湾荷役業以外 B'		
事業所名	-----				規模171人
事業所所在地	佐賀県伊万里市-----				
災害発生場所	コンテナターミナル(コンテナヤード内)		区分	港湾 A	港湾以外 A'
被災者氏名	-----	性別	男	年齢	47歳
		職種	誘導員		雇用形態
			常用		
被災の程度	死亡	作業名称	コンテナヤード内の誘導		経験
					21年
			区分	港湾作業 C	
				港湾作業以外 C'	
労災保険適用業種	港湾貨物取扱事業 <input checked="" type="checkbox"/> 沿岸荷役業 <input checked="" type="checkbox"/> 船内荷役業 <input checked="" type="checkbox"/>				
事故の型(記号)	はさまれ・巻き込まれ(07)		起因物(記号)	トランスファークレーン(211)	
使用機械等	トランスファークレーン		本船揚貨装置段取り		
災害の概要					
① コンテナターミナルにおいて、コンテナの引き取りの為にゲートからヤード内に入ってきたトレーラーが、積んできた空コンテナを降ろした後、所定外のルートを通り、引き取りを行おうとするコンテナレーンに進入した。					
② 所定外のルートのため、コンテナヤード内誘導員(アレンジャー)の業務を行っていた被災者は、新設工事のレーン(被災したレーンの隣)を横切ってトレーラーのところまで行き、ドライバーに注意していた。					
③ しかし、被災者が立って注意していた場所がトランスファークレーン(以下テナーという。)の走行路であり、また、テナーの運転者から死角でもあったため、テナー運転者はそれに気づかずテナーを走行し誘導員は当該テナーのタイヤに轢かれた。					
災害の原因と考えられるもの					
① トレーラー運転者に対し、適正な走行路についての情報の周知が不十分であったこと。また、テナー運転者と誘導者で無線連絡は行っていたが、誘導者(被災者)が、テナーの走行レーン内に進入したことについては、テナー運転者に伝わらず、テナーに安全な誘導がされていなかったこと。					
② テナー走行路に他車・人が進入する際の適切な対応が周知徹底されておらず、誘導者自身がテナー走行路に入る不安全行動があったこと。					
対策として考えられるもの					
① 作業の指揮者として沿岸荷役主任者の選任、接触災害防止のための作業計画の策定と連絡調整、トレーラーへの適正な走行路についての周知を行うこと。					
② テナー走行路に入る際には、指揮者への報告、テナー運転者への連絡、監視人の配置、適切な誘導等の措置を行うよう徹底すること。					
③ テナーにセンサーやモニターを設置し、他車や人が異常接近した場合は停止する機械的措置を講ずること。					



- 縦と横の点線が進入したトレーラーの実際の走行経路
- 斜めの点線が被災者である誘導員の歩行した経路
- 中央部の丸が被災者がトレーラーに注意をされていてテナーに轢かれた場所